

## 「北海道科学技術振興条例」の見直しの検討について

### 1 趣 旨

平成20年4月に施行した「北海道科学技術振興条例（以下「条例」という。）」においては、その適時性が確保されるよう同条例附則第6で「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、平成24年度に続き、条例の見直しの検討を行うものである。

### 2 見直しの検討

「平成29年度の条例の見直しについて」（平成29年6月26日付け法文第590号）において示された見直しの視点に基づき検討を行う。

#### 【①必要性】

- ・ 現在でも条例が必要かどうか。
  - 時代の要請に応える科学技術の重要性はますます高まっている中で、条例制定当初の考え方である、科学技術の振興を通じ、本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与することは現在も変わることはなく、条例は必要である。
- ・ 不要となった規定はないか。
  - 本条例は、目的や基本理念、関係者の責務・役割、科学技術の振興に関する基本的施策、北海道科学技術審議会等に関する基本的な事項に関する規定が定められており、不要となった規定はない。

#### 【②効 果】

- ・ 現在においても、条例の規定が効率的に機能し、十分な成果を挙げているか。
  - 条例に基づき、情勢の変化を踏まえ、科学技術の振興に関する基本計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、計画の推進状況について、毎年度審議会で調査審議し、推進しており、成果を挙げている。

#### 【③基本方針との適合性】

- ・ 道政の長期的な基本方針（北海道総合計画等）に適合したものになっているか。
  - 条例に基づき策定している、科学技術の振興に関する基本計画は、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画であり、適合したものである。

#### 【④適法性】

- ・ 条例の内容が法令の範囲内であるか。
  - 条例の中で、法令違反となる規定はない。

#### 【⑤規定の適正化】

- ・ 規定ぶりなどを改正すべき事項がないか。
  - 改正すべき事項はない。

### 3 検討結果（案）

見直しの検討の結果、条例の改廃等の必要はない。